

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 29 日

放送大学学園

理事会 御中

あ づ さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 堀之北 重久
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 河西 正之
業務執行社員

当監査法人は、放送大学学園法第 10 条第 2 項の規定に基づく監査報告を行うため、放送大学学園の平成 20 会計年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、業務実施コスト計算書及びその附属明細書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、放送大学学園監査に関する基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、放送大学学園会計基準（15 文科生第 574 号 平成 15 年 10 月 1 日 文部科学大臣決定）に準拠して、放送大学学園の平成 21 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の運営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項の重要な後発事象に記載されているとおり、放送大学学園は平成 21 年 4 月 1 日に独立行政法人メディア教育開発センターの資産、負債のうち、国が承継する資産を除き、当該法人に係る一切の権利及び義務を承継している。

放送大学学園と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上